

投稿論文

## 協同組合による助け合い活動の展開と課題 —いわて生活協同組合の事例から

橋本 理 (関西大学 社会学部 教授)

### 1. はじめに

本稿の目的は、介護保険制度の導入やその後の制度改変のなかで、協同組合による助け合い活動のあり方がどのように変化を遂げてきたか、また助け合い活動を続けていくうえでの課題やその克服策はどのようなものかを明らかにすることにある。助け合い活動を実施するうえで、協同組合の特徴がいかに発揮されているかを示すことも本稿の目指すところである。具体的には、いわて生活協同組合（以下、いわて生協）における助け合い活動を事例としてとりあげ、その活動の経緯や現状を詳しく述べる。

住民参加型の助け合い活動は一般に「住民参加型在宅福祉サービス」(以下、住民参加型サービス)と呼ばれる。その実施主体には、協同組合を母体としたもののほか、地域住民の互助活動に根ざしたもの、市民の有志によってスタートしたもの、社会福祉協議会の声かけによって組織化されたものなどがある。有償ボランティアの仕組みを取り入れた住民参加型サービスは高齢化に伴う問題が社会課題化した 1980 年代に広がりを見せた。その後、1998 年の特定非営利活動促進法の成立や 2000 年の介護保険制度の導入を契機として、住民参加型サービスを提供する団体のなかには、特定非営利活動法人 (NPO 法人) 化したもの、介護保険事業に参入したものも少なくない。介護保険制度の導入に際して、介護保険事業を中心としたビジネスベースでの事業展開に特化する方向性をとるもの、ボランティアベースでの助け合い活動のみを行うもの、介護保険事業とボランティア活動の双方を並行して行うものに分化していったのである。

このように、介護保険制度の導入は、住民参加型サービスの方向性の転換を促し、ボランティアを中心とした助け合い活動からビジネスベースの介護保険事業へと移行する団体の増加傾向をもたらした。しかし、その後の地域包括ケアシステム構築の提言やそれに続く地域共生社会の構想において、再び、国の制度的枠組のなかで、住民参加型の助け合い活動に光があてられるようになった。とくに、介護予防や生活支援の領域においては、地域住民やボランティアを中心とした助け合い活動の重要性が強調されるようになった。介護保険制度の導入によって、介護や生活支援サービスを提供する人々の立場が有償ボランティアから賃労働者へと移行する状況がすすんだが、一転、再び、ボランティアベースの助け合い活動に期待がかけられる状況となっている。

介護保険制度ならびに介護予防や生活支援をめぐる制度が揺れ動くなか、住民参加型サービスを提供する各団体は、制度改変に翻弄されながらも高齢者をはじめとする様々な生活上の課題を有した人々への支援に寄与し続けている。そのようななか、協同組合による助け合

い活動は、どのように協同組合の独自の特徴を活かしているのだろうか。助け合い活動を進めるうえで、いわゆる「協同組合らしさ」はどのように発揮されているのだろうか。本稿は、事例分析を通じて、「協同組合らしさ」が助け合い活動の運営にどのように活かされているかを明らかにすることを目指す。助け合い活動の運営において協同組合の特徴が活かされていることが示され、地域共生社会を推進する重要な担い手として協同組合を位置づけることができれば、ひいては協同組合の社会的意義を再確認することにもつながる。1995年に国際協同組合同盟が協同組合原則の1つとして「コミュニティへの関与」を掲げて久しい。「コミュニティは人々のくらしが成り立つ場であり、一定の環境をもった広がりである」ことから、組合員のくらしの向上を第一に求める「協同組合にとっては、コミュニティの盛衰は直接的な関心の対象」となる（野原1996：8）。本稿の試みは、協同組合がコミュニティにどのように関与しているのか、その実践例を示すものでもある。

ここで、制度との関わりから協同組合による福祉事業の取り組み状況について簡単に触れておく。高齢者の介護・生活支援に関していえば、協同組合は介護保険事業を行うこともあれば、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、新総合事業）の枠組みのもと市町村から事業を受託して実施することもある<sup>1)</sup>。また、協同組合は、自ら制度に基づく福祉事業を実施するだけでなく、本稿が示すように、制度外の事業として独自に助け合い活動を組織して介護予防や生活支援・託児支援などに取り組むこともあれば、子会社や社会福祉法人など別法人を設立して制度に基づく福祉事業に取り組むこともある<sup>2)</sup>。

ところで、協同組合は、一般的な社会福祉法人や多くの福祉分野のNPO法人とは異なり、社会福祉以外の事業も盛んに行っている場合が多い（むしろ主たる事業領域が他にあることが多い）。購買生協や農協は、購買活動（商業販売）や農業を主としながら、消費者や農業従事者のくらしを支えるという観点から社会福祉の事業・活動に取り組んできた。この点において、協同組合は他の社会福祉の主体とは異なる特徴を持つ。ただし、協同組合と社会福祉の関係をみるうえでは、医療福祉生協や高齢者生協のように、社会福祉を専門領域とする協同組合の存在も見逃せない。本稿では、購買生協における助け合い活動の取り組みに焦点をあてるため、医療や福祉を専門とする協同組合における助け合い活動<sup>3)</sup>を扱わないことをこたわっておく。宅配、店舗、共済、福祉・介護、葬祭など、消費者の生活全般に関わる事業と運動を実施している購買生協が地域の人々の生活課題にどのように向き合い応じてきたかの描写が主な内容となる。

本稿では、具体的には、いわて生協の運営する「くらしの助け合いの会」およびいわて生協が支援して発足した「ワーカーズ・コープくらしいきいき応援隊」の事例について、いわて生協の職員からのヒアリング調査に基づき記述・分析する。いわて生協による「くらしの助け合いの会」は、介護保険制度の創設、新総合事業の導入などの影響を受けながらも、様々な工夫を積み重ね、現在の仕組みをつくりだすに至っている。いわて生協を事例にとりあげる主な理由は、国の制度的枠組の改変に伴って助け合い活動のあり方の変容が迫られるなか、助け合い活動の運営のあり方を柔軟に変化させて対応してきた格好の事例であること、とりわけ、住民参加型の助け合い活動が抱える人材不足という大きな課題に直面するなか、「くらしの助け合いの会」と「ワーカーズ・コープくらしいきいき応援隊」の2本立ての体制をとることによって、「協同組合らしさ」を体現した住民・組合員同士の助け合い活動の仕組

みをつくりだしていることにある。他の多くの購買生協が、ニーズの多様化に伴い、助け合い活動から事業へと転換を模索する傾向や、新総合事業の創設に際して「くらしの助け合いの会」の枠組みを用いて同事業に取り組み、制度事業へ積極的に参入する傾向があったのに対して、いわて生協ではそのような流れとは一線を画して、「くらしの助け合いの会」のスキームでは対応しにくいニーズに対して、「いかに自分達らしく対応できるか」を話し合ったうえで、「ワーカーズ・コープくらしいきいき応援隊」を立ち上げるというかたちがとられた。ここに、いわて生協の独自性が見出せ、事例分析の意義があるとみなせよう。その詳細は本論において説明していくことにしたい。

## 2. 協同組合による助け合い活動の概況と住民参加型サービスの課題

### （1）協同組合による助け合い活動

本稿は、協同組合による助け合い活動の実践例として、公的制度に基づかない独自の取り組みをとりあげる。具体的には購買生協による「くらしの助け合いの会」を主な対象としている。くらしの助け合いの会の活動の中心は高齢者の生活支援だが、障害者の支援、託児の支援等も行われる。生協のくらしの助け合いの会の発足にいたる歴史的経緯は朝倉（2002）で詳細に論じられており、ここでは簡単に述べるにとどめる。同会の発足は、高齢化の進行を背景として組合員が互いに助け合いくらしを守る仕組みの必要性が認識されたことが契機となっており、1983年に灘神戸生活協同組合（現在の「生活協同組合コープこうべ」）でスタートしたのがその端緒とされる。1980年代前半は住民相互の助け合い活動として有償ボランティアの仕組みを取り入れた住民参加型サービスが活発化する時期でもあり、生協のくらしの助け合いの会もその一形態とみなせる。その特徴は、会員制（サービスの利用者も提供者も会員となる）や有償制（利用者は利用料金を支払い、ボランティアは低額の謝礼を受け取る）から説明できる。運営主体には、先述のように、協同組合が母体となるもののほか、地域住民の互助に根ざしたものや、市民の有志によって運営されているもの、社会福祉協議会の声かけによって組織されたものなど、団体のルーツによって様々なものがある。いずれも、地域社会で求められるサービスを住民・市民自らがつくりだすという点では共通している。協同組合においては、生協、農協、労働者協同組合としてのアイデンティティをもつ協同組合<sup>4)</sup>等において住民参加型サービス（くらしの助け合いの会）が組織化され、高齢者や障害者等の生活支援がなされてきた。日本生活協同組合連合会（以下、日生協）によると、生協のくらしの助け合いの会は全国55生協・2連合会で実施されている（2013年度時点）<sup>5)</sup>。

### （2）住民参加型サービスによる生活支援の課題

本稿では、生協の事例分析を通じて、住民参加型サービスの意義や課題を示す。その分析を進めるうえでは、有償ボランティアと制度とのかかわり、専門性の位置づけ、人材と資金を確保する仕組みといった点がカギとなる。

第1に、有償ボランティアと制度とのかかわりについては、従来、有償ボランティアが主に担ってきた要支援者への対応・介護予防・生活支援が、2000年の介護保険制度の導入に

よって、介護保険事業、自治体による介護予防・生活支援事業、制度外の取り組みに切り分けられたことがあげられる。その後、2005年介護保険改正による要支援者への「予防給付」および自立した高齢者に対する「地域支援事業」の導入により、介護予防・生活支援はその実施が自治体にゆだねられるかたちで介護保険制度の枠内に位置づけられた。さらに、2014年介護保険改正による新総合事業の導入に至って高齢者はサービス利用者の位置づけに加え、社会参加・介護予防の意図のもと生活支援サービスの担い手としての位置づけがなされるようになった（森 2016）。介護保険制度の導入によって、住民参加型サービスから介護保険事業に参入した団体は、有償ボランティアと賃労働者としてのホームヘルパーが混在する状況も生じ、有償ボランティアから賃労働者への移行が進んだものの、その後の地域包括ケアシステムや地域共生社会の推進のなかで、再び、住民参加のボランティアを中心とした介護予防・生活支援の取り組みへの期待が高まる状況となっている。

そのようななか、第2に、介護や生活支援における専門性の問題が浮上する。すなわち、住民参加型サービスへの需要が高まるなか、有償ボランティアによる互助的なサービスで対応できることと、専門性の高い公的サービスでの対応が求められることの区分の必要性が高まってきているのである。高齢者の多様な生活上の「必要」に対して、地域の主体がいかに対応できるかが問われる。後に触れるが、本稿でとりあげるいわて生協の取り組みにおいても、互助的なサービスによる対応と、専門性の高い公的サービスによる対応を区別する必要が認識され、高齢者が必要に応じてサービスを受けられる工夫がなされている。

第3に、人材不足についてである。住民参加型のボランティアベースの活動の継続には様々な困難があるが、担い手不足の問題は最も深刻である。ボランティアコーディネートの現場においては、担い手不足によって利用者の生活上の必要に応えられない現状が指摘されている。具体的には、若い人たちの多くは働きにでており助け合い活動に参加できないこと、有償ボランティアの収入額では不十分に感じられること、担い手自体が高齢化していることといった問題が指摘されている（妻鹿 2010：123, 127）。

妻鹿(2010)は住民参加型サービスにおける人手不足の要因を以下のように説明する。まず、これまで活動者が低額な貨幣報酬（最低賃金以下の謝礼）にもかかわらず活動を続けてきたのは利用者からの感謝や自己実現からもたらされる充足感によって補われていたから（「貨幣＋充足感」によって活動者は満たされてきたから）であるという考え方を紹介したうえで、近年、助け合い活動が利用者の生活ニーズに断片的にかかわるだけのものとなり、低額の貨幣報酬を補完するほどの充足感が得られなくなっていることを指摘する。すなわち、「貨幣＋充足感」という報酬が魅力的ではなくなっているという。そのような現状をふまえ、「自由で自発的に（しかし無償で）それを生きがいとしてやっていけるような『活動』の部分」と、「きちんと『労働』としてある程度の専門性を身につけた人材がかかわる部分」とに再編することを提案する（妻鹿 2010：139）。

他方、杉岡・大原・畠山（2014）では、「貨幣＋充足感」という報酬のとらえ方は個人による個人のための支援というレベルで生活支援を把握したものと指摘し、生活支援サービスを提供する組織レベルの分析の必要性を説き、会計学的な分析、とりわけ、損益分岐点分析（主として固定費管理）の重要性を述べる。さらに、大原・杉岡・畠山（2016）では生協のくらしの助け合いの会の利用者・提供者双方の調査をもとに、サービス提供者の謝礼の引き上げ、

事務所経費（とりわけコーディネーター人件費）への生協・行政からの支援、サービス提供会員の確保、組織改革などの解決策を提起する。

以上をふまえると、住民参加型サービスによる生活支援を維持・発展させるためには、どのような内容のサービスを提供するか（互助的サービスと専門的サービスの区分）、活動者が納得できる仕組みがあるか、活動を支える組織の運営体制が整っているか、が重要となる。これらの観点を踏まえ、本稿では事例分析を通じて、住民参加型サービスを維持していく仕組みづくりの具体的な展開（工夫や試行錯誤）を明らかにし、生協が生活支援の取り組みを通じて地域共生社会の推進にどのような貢献ができるかを検討する。

### 3. いわて生協による助け合い活動の展開<sup>6)</sup>

#### (1) いわて生協の概況

いわて生協は1990年に岩手県内6生協が合併・合流して誕生した。2019年度末時点で、組合員数26万1,834人、世帯加入率49.6%、出資金95億5,058万円、供給高427億2,540万円、共同購入利用人数7万3,638人、常勤者（職員）数2,204人となっている（いわて生活協同組合2020:7）。2018年度時点で生協の世帯加入率が5割を超えているのは北海道、宮城、福井、兵庫の4道県となっており、いわて生協の世帯加入率はそれらに続く高さである。なお、全国の生協の世帯加入率は38.1%である（2018年度時点<sup>7)</sup>。

いわて生協の特徴としては、全国の生協で初となる直営の葬祭事業をスタートさせたことや、いわて生協が開発・供給するオリジナルブランドの商品の存在があげられる。いわて生協も含めて日本の生協の多くは日生協のプライベートブランドである全国ブランドの「コープ商品」が多く取り扱われているが、いわて生協では岩手県内のメーカーと共同開発したオリジナルブランド商品も積極的に扱うことで地域社会との関係を深めることが目指されている。東日本大震災以降は、地場産品の利用を広げて地元に貢献するという意味でもオリジナルブランドの利用普及が積極的に進められているほか、被災者が気軽に集まってホッとできる場として避難所や仮設住宅において「ふれあいサロン」を開催したり、組合員の募金や全国の生協の支援を受け被災地の買い物支援として移動店舗（販売車）が災害公営住宅をまわる取り組みがなされたりしてきた。

また、いわて生協においては、組合員の活動として「くらし・平和を守る運動」や「消費税増税に反対する運動」、灯油の適正価格と福祉灯油（低所得世帯への灯油購入費の助成）の拡充などを求めた「灯油運動」などの取り組みも積極的に行われている。消費者・生活者の安全・安心な生活を守るための政治的・社会的運動が推進されていることはいわて生協の特徴となっている<sup>8)</sup>。運動を進めるうえでは、組合員の学習・教育が重要なカギとなり、その重要性がいわて生協では認識・共有されている。

いわて生協における福祉活動・福祉事業の実施状況については、後述の「くらしの助け合いの会」が1992年に活動を開始した。また、ヘルパー養成講座、介護職員初任者研修が実施されてきた。2005年に介護保険事業として訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与・販売がはじめられ、2015年からは小規模多機能型居宅介護の事業もはじまった。

## (2) 「くらしの助け合いの会」の仕組みと活動

### ①活動発足の経緯とその後の展開

いわて生協の「くらしの助け合いの会」は1992年11月に発足した。同会の発足以前から組合員活動として福祉委員会の活動はなされていたが、日生協の組合員活動交流会における「安心して老いるために」(羽田澄子監督、1990年公開)の映画会の鑑賞がきっかけとなり、映画会の参加者を中心として、「高齢化に直面するなか生協は何ができるのか」を考える福祉の学習会が進められるようになった。当時、高齢化の進行が社会課題としてクローズアップされていたことや、高齢や貧困にまつわる課題を身近に感じる組合員が増加していたことも、学習が進められる契機となった。先進事例である生活協同組合コープこうべのくらしの助け合いの会や、岩手県の医療・福祉の先進地域である沢内村(現在の西和賀町)の医療、遠野市の配食サービスの事例等からも学び、学習の積み重ねのなかから、くらしの助け合いの会の準備会が1991年6月に立ち上げられた。準備会のメンバーは46名、すべて女性であった。準備会や準備会に先立つ学習会の段階では40～50代のメンバーが中心であったが、その後の活動の展開における実働メンバーは少し上の年齢層が中心となった。

いわて生協ではくらしの助け合いの会に限らず、福祉関連の新規の事業・活動の立ち上げにあたっては準備会が立ち上げられ、組合員が参加し、意見が交わされたのちスタートに至る。準備会の立ち上げに至るまでは、生協の基本方針のもとそれぞれの担当職員が中期計画・短期計画を策定し、組合員アンケートの結果をふまえ各計画が理事会や関係者で討議される。くらしの助け合いの会は1992年11月に発足総会を開き、会員登録を進めたのち、運営の仕組みをつくる運営委員会がつくられた。準備会・学習会に参加した組合員、発足以前からあった福祉委員会の活動に参加していた組合員等に声掛けがなされ、運営委員が集められた。

### ②会の仕組み

くらしの助け合いの会は活動会員(手伝いができる人)、利用会員(手伝いをしてほしい人)、賛助会員(会の趣旨に賛同する人)からなる。いずれの会員も年会費(1,200円)を支払う。利用する際の謝礼として利用会員は1時間あたり500円を支払う。ただし、活動1回につき交通費として300円が加算されるため、利用者が支払う額は最初の1時間は謝礼と交通費をあわせて800円となる。年会費や謝礼は表1のとおり改定が繰り返されている。また、2009年度に運営協力金という仕組みができ、利用会員は謝礼・交通費に加えて1回につき100円の運営協力金を支払うことになった。したがって、利用会員が支払う金額は「500円×時間数(謝礼)+300円(交通費)+100円(運営協力金)」となる。他方、活動会員は運営協力金以外の全額を受けとる。運営協力金は100円のうち半額は会の収入となり、残りの半額は活動会員がキープして交流会参加時の交通費や会への連絡通信費にあてられる。運営協力金の仕組みができるまでは、活動時間数が増えても会(事務局)の収入は増えることはなく、会の収入は年会費といわて生協の教育文化費(組合員の活動のための経費)のみであった。年会費や運営協力金・寄付などは、総会や学習・交流会の開催経費として使われる。コーディネーター経費のほとんどはいわて生協の教育文化費からまかなわれる(岩手県から助成金をえていたこともある)。また、事務局職員3名の人件費も生協が負担している。2018年度決算の収支総額は56,287,175円であり、収入のうち年会費が1,774,200円、運営協力金

が703,250円、教育文化費が2,768,035円、その他の収入は寄付・雑収入である。支出についてはコーディネート経費が3,438,030円と最も多く、運営費（支部運営、全体運営等）が685,229円、事務費（事務局応援、振込手数料等）が312,211円、通信費が222,257円、その他の支出は総会・保険・学習・親睦会・予備費である。

発足当初の活動エリアは盛岡であったが、県全域で活動をしたいとの思いから支部を増やしてきており、それに対応すべく収入のあり方の再検討がなされてきた。年会費の改定や運営協力金の導入など収入の手立てを工夫することにより、支部が増えても生協からの収入（教育文化費）を増やさずに会が運営できる体制を維持している。

表1 いわて生協くらしの助け合いの会の活動の推移

年度	登録活動会員	実働会員数	実働率(%)	登録利用会員	実利用会員数	利用率(%)	登録賛助会員	登録会員合計	活動時間	活動回数	備考
1993	165	55	33.3	53	22	41.5	164	382	709.5	267	謝礼1単位(2時間) 800円、年会費1,000円
1994	113	60	53.1	77	36	46.8	162	352	1,364.0	682	
1995	100	69	69.0	94	48	51.1	151	345	2,538.0	1,099	
1996	105	84	80.0	108	61	56.5	155	368	3,872.0	1,743	謝礼1単位(2時間) 1000円 1単位を超えた場合の0.5単位の導入
1997	116	94	81.0	129	70	54.3	148	393	4,276.0	1,944	年会費1,300円
1998	161	107	66.5	150	92	61.3	180	491	5,489.0	2,467	
1999	175	129	73.7	197	120	60.9	220	592	7,060.0	3,128	花巻支部発足
2000	228	159	69.7	266	173	65.0	227	721	8,494.0	3,466	水沢支部合流
2001	275	184	66.9	274	170	62.0	248	797	9,302.0	3,589	
2002	317	214	67.5	348	240	69.0	228	893	12,862.0	4,764	北上支部・宮古支部・釜石支部発足
2003	321	267	83.2	414	311	75.1	224	959	16,059.0	5,847	一関支部発足
2004	339	272	80.2	490	346	70.6	204	1,033	19,039.0	7,099	
2005	351	302	86.0	529	392	74.1	190	1,070	22,155.0	7,272	年会費1,500円 けせん支部発足
2006	372	338	90.9	601	442	73.5	183	1,156	23,808.0	10,184	
2007	376	338	89.9	636	469	73.7	185	1,197	25,545.0	11,205	
2008	380	317	83.4	622	428	68.8	190	1,192	24,107.0	10,813	
2009	362	301	83.1	625	449	71.8	176	1,163	20,873.0	9,668	運営協力金導入 利用1回100円
2010	373	312	83.6	656	469	71.5	182	1,211	20,800.0	9,609	
2011	361	298	82.5	650	445	68.5	183	1,194	19,236.5	8,988	1時間活動導入
2012	341	297	87.1	680	498	73.2	203	1,224	22,082.5	10,476	
2013	332	279	84.0	725	518	71.4	204	1,261	23,990.5	11,556	
2014	315	287	91.1	734	546	74.4	196	1,245	23,913.5	11,570	
2015	301	297	98.7	725	559	77.1	182	1,208	23,564.0	11,281	初年度入会時は入会金とし、月割制導入
2016	294	269	91.5	729	551	75.6	177	1,200	24,528.0	11,281	会員アンケートの実施
2017	274	255	93.1	729	609	83.5	167	1,170	25,057.0	12,571	
2018	276	254	92.0	769	607	78.9	161	1,206	27,012.0	14,455	コーディネーターの任期導入
2019	277	236	85.2	883	613	69.4	156	1,316	25,680.0	13,650	年会費1,200円 にのへ支部発足

出所)「いわて生協くらしの助け合いの会」事務局資料より作成

### ③活動状況

表1にみるように、会発足当初は活動会員が利用会員よりも多く、利用率は高くはなかった。生協に生活上の手伝いを頼みたいという利用会員はそれほど多くなく、活動会員側の気持ち先走り、利用会員をみつけたして活動を実施するといった状況もみられた。その後、利用会員・利用時間は増加し、2019年度の実働会員数は236、実利用会員数は613、活動時間は25,680時間となっている。2005年度にいわて生協として介護保険事業をスタートさせてからしばらくは利用時間が低下傾向となる時期もあったが、大幅な低下には至らず2012年度から再び増加傾向にある。その理由は先述のとおり活動エリアを拡大してきたことによる。2020年度現在、活動エリアは11（盛岡東・盛岡西・盛岡南・花巻・北上・水沢・一関・宮古・釜石・けせん・にのへ）となっている。盛岡で活動を開始させたことから、現在でも盛岡での活動が最も盛んで3分の2程度を占めており、他の各エリアの活動の規模はそれほど大きくはなく、全県展開の運営の仕組みを今後も維持できるのかが課題となっている。

### ④コーディネーターの役割

活動のなかで重要な役割を果たすのがコーディネーターである。発足当初は、事務局を担う生協職員1名がコーディネーターも兼ねている状況であった。その後、運営委員がコーディネーターを兼ねる時期を経て、1996年度からコーディネーター研修が行われるようになり、コーディネーターの体制づくりがすすめられた。定期利用者10名につきコーディネーター1名を配置する基準があるが、2020年度時点ではコーディネーターが30名必要であるところ、必要数が確保できないエリアがあるため24名の配置となっている。人員が足りないエリアでは事務局がコーディネーター役を担っている。なお、コーディネーターが集まる会合は月1回開かれる。

コーディネーターは活動会員のなかから選出される。利用会員と活動会員を結びつける役割を担い、活動会員のまとめ役的な存在でもある。利用会員から依頼があるとコーディネーターはまずは利用会員を訪問して依頼内容を聞きとり、登録されている活動会員から適切な人を見つけ、活動会員が利用会員を手助けできるようにマッチングする。

コーディネーターは生協の教育文化費から活動費を受け取る。活動費の額や内訳は年度ごとに模索され、たびたび変更されて現在に至る。2020年度段階では、コーディネーターは実働するごとに活動費を受け取るかたちをとっている。例えば、まず利用会員を訪問して話を聞き取り、次に活動会員を伴って利用会員を訪問した場合、それぞれ1回につき1,300円の活動費をコーディネーターは受け取る（活動会員が2時間活動した場合に受け取る「謝礼＋交通費」と同額だが、運営協力金の加算はない）。活動費を受け取るという意味ではコーディネーターも有償ボランティアという位置づけになる。また、新規利用者の調整だけではなく、定期利用者のフォローもコーディネーターが担う。定期利用者には毎月1回電話をかけて、生活状況や利用継続の意向を確認する。定期利用者の調整は1名・1ヶ月につき400円の活動費が支払われる（以前は電話1回につき30円の活動費を支払うという時期もあったが、あまりにも煩瑣なため変更された）。そのほか、コーディネーターが会議に参加した場合は、1回の会議が基本2時間のため1,300円の活動費を受け取る。このような活動費の決まり事は煩瑣にも思えるが、現場の声いわく「主婦」の感覚を仕組みにしたものである。

活動に対してどのようなかたちで謝礼・活動費が支払われるかについて会の関係者が納得できるような仕組みがないと活動を維持することは難しい。

コーディネーターは定期利用者に毎月電話をかけて、生活状況や利用継続の意向の聞き取りを行っているが、電話を煩わしく感じる利用会員がいたり、耳が遠くなってきたなどの理由で電話だけでは事足りず、利用会員を訪問する必要がある場合もあり、コーディネーターの負担は重くなっている。活動会員の予定表作成（誰がどこで何時から何時まで何をやるかの記録）、利用会員もしくは活動会員の突然のキャンセルへの対応等もすべてコーディネーターの役目となっている。コーディネーターの任期は1期2年、最大4期8年までとなっている。負担が大きい役目のため、ある1人が長期にわたってコーディネーターを担い続けると、次にコーディネーターになる人がみつかりにくいことを配慮したことによる。

### ⑤活動内容

活動内容で最も多いのが高齢者の家事援助（掃除・調理・洗濯）の定期利用であり、託児がそれに続く。草取り・窓ふき・年末の掃除など年に数回の利用者も多い。そのほか、同居家族に代わってのデイサービス利用の送り出し・迎え入れや帰宅後の見守り、産前産後のサポート、育児における精神的なサポート等の依頼に応えることもある。

発足当時は組合員自身が自分で困ったと感じた時に利用申し込みをするケースが多かったが、最近は地域包括支援センターや介護事業所からの相談・依頼が増えており、新規利用登録につながっている。介護保険制度に使い勝手の悪さを感じた人が利用するケースもみられる。要支援の利用者が最も多く、介護度の高い人には対応していない。「介助はするが、介護はしない」のが基本スタンスである。だが、利用の要望にはできる限り対応している。例えば、入院中の猫の世話、高齢者のボーリング・カラオケにつきあうといったことにも応じる。ボランティアでは応じられないことがあるが、他方、ボランティアだからこそ応じられることもある。介護保険制度の訪問介護では対応できないようなことでも、手伝いを必要としている人の要望があれば柔軟に受け入れるようにしている。また、個人同士のつきあいのなかでの助け合いではなく、会としてのルール・仕組みがあり、生協のバックアップがあるなかで手助けをすることは、利用側・活動側双方の安心につながる。

相談内容に関わって、くらしの助け合いの会が対応できない場合は地域包括支援センターやケアマネジャーにつなぎ、自分たちだけで囲い込むことはしない（ただし、現状では地域包括支援センターからくらしの助け合いの会への相談件数のほうが多くなっている）。また、全県で会の案内の記された生協のチラシが配布されておりそれをみて相談してくるケースや、共同購入の配達員が組合員の困りごとに気づいて連絡してくるケースもあり、そのような相談が新規利用につながることもある。会の趣旨からいえば「助け合い」が基本となるが、地域住民の「必要」に応じる事例も増えている。地域住民の要望が組合員の要望よりも多くなってきているが、そのような要望にも応じることが目指されている。

利用会員に対応する活動会員は3か月もしくは6か月で交代する仕組みとなっている。利用会員のなかには慣れ親しんだ活動会員を指名したいという要望を出す人もいる。また、活動会員側も利用会員のため一所懸命に活動しているうちに交代することに抵抗感が生じてくることもある。だが、利用会員と活動会員が固定化すると問題が生じやすく、問題が生じた

場合の会としての対応も遅くなることが懸念される。活動会員の交代は必要だということを、活動会員交流会のなかで学習し、確認している。ただし、岩手県は面積が広く、遠隔地からの依頼の場合、別の活動会員が見つからず、特例で同じ活動会員が手伝いを続ける場合もある。何よりも交代できる活動会員がないという問題を抱えている。活動会員の交代に際して新たな活動会員を見つけるためにコーディネーターが苦勞することも多い。

介護保険制度や新総合事業の導入によって、全国的に生協のくらしの助け合いの会の活動のあり方が再検討されている状況があるが<sup>9)</sup>、いわて生協では、地域の必要にできる限り対応しようと取り組んできたことによって活動時間数はのびている。生協のバックアップも活かしつつ、制度では対応できないことをカバーし、活動を充実させてきた。

しかし、依頼内容からみてくらしの助け合いの会では対応できないことも増えてきた。従来から「介助はするが介護はしない」というスタンスであったが、介護度の高い人への対応の依頼に加えて、庭木の剪定や家具の配置換え等、従来の手伝いのレベルを超える作業の依頼が入りはじめた。そのような依頼に対してくらしの助け合いの会での対応は難しいという認識のもと、新しい仕組みづくりの検討がはじめられるようになった。そのようななかつくり出された仕組みが次に述べる「ワーカーズ・コープくらしいきいき応援隊」である。

### (3) 「ワーカーズ・コープくらしいきいき応援隊」の仕組みと活動

#### ①発足の経緯

「ワーカーズ・コープくらしいきいき応援隊」(以下、ワーカーズ・コープ)はいわて生協から独立した任意団体だが、生協の支援のもとで設立され運営されている。くらしの助け合いの会の支部の立ち上げが一段落して会の運営が落ち着いてきたこと、くらしの助け合いの会では対応しにくい依頼が増えてきたことが、新たな仕組みづくりの話合いが始まるきっかけとなった。全国的に生協のくらしの助け合いの会では、対応が困難な依頼の増加に直面していた。そのようななか、会の見直しの議論が進められ、くらしの助け合いの会を2段階方式(依頼内容によって謝礼額を2段階)にしたり、助け合い活動から事業に移行したりする案が検討される状況にあった。また、新総合事業のスキームのもと、自治体から事業を受託する生協もあらわれるようになった。いわて生協では定年退職したアクティブシニアの活動の場の必要性が議論されていた時期と重なり、高齢者の新たな活動の場をどのようにするかという観点からも新たな仕組みづくりの議論が進められた。2006年に新たな仕組みづくりのための準備会が発足し、日生協から助成金(新たな仕組みを検討するための資金)を得て、1年間、検討が積み重ねられた。準備会には、くらしの助け合いの会の会長・副会長も参加し、くらしの助け合いの会と新たにできる仕組みとの違い・棲み分けについても議論がなされた。神奈川県ワーカーズ・コレクティブや静岡県の特設非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープ(生活協同組合コープしずおかと協力・提携)等の視察も行い、学習を積み重ねたのち、2007年に生協から独立したワーカーズ・コープが発足することになった。生協から独立したかたちのほうが生協の枠に縛られにくくてよいといった意見や、くらしの助け合いの会は女性が中心のため男性が参加しづらく別だでの仕組みがよいといった意見<sup>10)</sup>が反映され、生協から独立したかたちが採用された。

②活動の仕組み

ワーカーズ・コープの運営の仕組み自体はくらしの助け合いの会と大きな違いはない。両者の相違点は、運営協力金が1時間につき300円加算される点や、活動エリアが盛岡に限定される点にある。また、活動をする人はワーカーズ・コープでは「応援者」と呼ばれる。運営協力金がくらしの助け合いの会よりも高く設定されることによって、ワーカーズ・コープは生協から独立した運営が可能となった。活動の謝礼は1時間につき1,000円であり、うち300円はワーカーズ・コープ（事務局）の収入となり、残りの700円を応援者が受け取る。ワーカーズ・コープと名付けられているが応援者は有償ボランティアという位置づけになる（岩手県の最低賃金は2020年10月から時間額793円）。ただし、最初の1時間は交通費が200円加算されるため、利用者が支払う額は最初の1時間は1,200円となる。

ワーカーズ・コープでは独自の理事会を構成し、会員が討議し自ら事業プランをたてて事業を運営している。2019年度時点で応援者は約75名が実働している。応援者全員が参加対象の応援者業務会議は毎月1回開かれ、月平均約60名が参加している。同会議においては全体での事業報告・応援活動報告に加えて、チームにわかれて活動・行事に関する感想・問題点などを話し合い共有する場が設けられている。「ワーカーズ」の「コープ」を標榜していることから、応援会員の活動は「労働」的な側面もあるが、仕事や収入を増やすことだけを目的としてはいない。地域貢献を第一の目的としており、その理念を確認する場としても応援者業務会議は機能している。

表2にみるように、応援時間数（活動した時間数）はほぼ右肩上がりであり、2019年度の応援時間は23,081.25時間となり、くらしの助け合いの会の活動時間に近づいてい

表2 ワーカーズ・コープくらしいきいき応援隊の活動の推移

年度	新規利用者数	延べ利用者数	延べ稼働応援者数	応援時間数
2010	296	1134	576	11334.2
2011	274	1347	648	14224.3
2012	272	1426	737	15571
2013	268	1424	711	15181
2014	262	1583	715	16837.5
2015	272	1687	726	18294.5
2016	337	1870	696	19555
2017	336	2087	695	21499.5
2018	282	2008	693	21614
2019	270	2012	691	23081.25

出所) 「ワーカーズ・コープくらしいきいき応援隊第14回 総会議案書」(2020年)より作成

注) 「延べ利用者数」は月ごとの延べ利用者数の合算数、「延べ稼働応援者数」は月ごとの延べ応援者数の合算数を示した数値である。

る。応援内容（活動内容）は家事・介助・剪定・草取り・その他の5つのカテゴリーに分かれる。剪定や草取りの利用が多いが、介護保険では対応できないサービス（家事・介助）の提供や、広報誌配布・施設管理など生協から引き受けた仕事も行っている。運営協力金を300円に設定したことによって自立した運営が可能となり、事務局スタッフの人件費（給与・福利厚生費）やコーディネーター料・会議費・家賃などの費用も賄っており、剰余も出ている（2019年度の事業剰余は167,994円）。

### ③ワーカーズ・コープとくらしの助け合いの会の違い・棲み分け

ワーカーズ・コープを発足する際に、くらしの助け合いの会のメンバーのなかから「なぜ、似た組織を新たにつくるのか」といった声もあった。また、利用者は両方の会員になれるため、利用者が両者を混同するケースもみられた。しかし、くらしの助け合いの会にとっては、自分達では対応が困難な依頼に対応できる新たな仕組みができたことの利点は大きい。だが、すべてワーカーズ・コープに切り替えれば良いかといえばそう単純にはいかない。活動する側にとっては、くらしの助け合いの会のように「助け合い」という気持ちを持って活動したいという人もいれば、ワーカーズ・コープのように有償ボランティアといえども少しは稼ぎたいという思いを持ち、事業感覚のある運営がなじむという人もいる。活動の色合いが異なる仕組みが共存することによって、結果として多様な要望に応えることにつながっている。ワーカーズ・コープは現在のところ法人格の取得は検討されていない。活動を進めるうえでの課題として応援者の高齢化があげられる。依頼は増えているが、応援者の増加がおいていない状況にある。定年が65歳にのびたことにより、定年後に応援者としてワーカーズ・コープに入ってから活動できる期間が短くなっている。ワーカーズ・コープへの依頼には体力のいる仕事も多く、事故なく安全な作業ができるように注意が必要となっている。

## 4. おわりに

以上の事例を踏まえて、いわて生協による助け合い活動の特徴を3つの観点から指摘しておく。第1に、いわて生協においては地域課題や組織のあり方に関する学習の積み重ねを経て助け合い活動の組織化・運営がなされていることが指摘できる。また、継続的に組織運営の改善が図られていることも指摘できる。例えば、謝礼・活動費の額や内訳はくらしの助け合いの会がおかれた状況に鑑みて細かく変更され、活動会員やコーディネーターが快く活動に携わることが目指されている。活動会員やコーディネーターは依然として不足しがちな状況だが、会員の参加を仰ぎ、人材が離れないための工夫がなされている。その試みは組織レベルで「貨幣＋充足感」という報酬の最適値が模索されているものとみなせる。人材不足は住民参加型サービスが抱える最も大きな課題であるが、学習の積み重ねや継続的な組織運営の改善による解決が図られている。活動会員の意識は多様であり、有償ボランティアへの報酬の最適値の正しい解を定めることは困難だが、組合員の議論や学習の積み重ねを通じて活動会員に報いる方法がたえず検討されていることは見逃せない。

また、参加を重視する協同組合の風土が会の運営にも活かされている。既存の仕組みでは

対応できない依頼の増加に直面するなか、ワーカーズ・コープという新たな仕組みをつくりだし、応援者・利用時間の増加という成果をあげている。学習や参加が、仕組みづくりと改善の原動力になっている。有償ボランティアのあり方が制度の変容によって影響を受け続けるなか、組合員・職員による議論の積み重ねを通じて、くらしの助け合いの会とワーカーズ・コープの2本立ての組織的対応が実現している。

第2に、地域の必要に応えるべく、生協の強みを活かして効果的に助け合い活動への関与・支援を行っていることがあげられる。まず、くらしの助け合いの会の事務局の人件費、コーディネーターの活動費は生協がカバーしている点が注目される。既述のとおり、先行研究では事務局・コーディネーター経費への生協や行政からの支援の必要性が指摘されているが、いわて生協はその支援を行っている。また、生協が母体であることは、活動会員・利用会員の双方に安心感を与える効果もある。世帯加入率が約5割に達し、店舗・共同購入・灯油配達など生活に身近な事業を総合的に展開するいわて生協の地域での存在感は大きい。だが、別の見方をすれば、くらしの助け合いの会は生協の経営に依存しており、生協が経営不振に陥ると会の存続も危ぶまれる。したがって、ワーカーズ・コープの発足は、生協への依存からの脱却という観点からも意義がある。経営面では固定費となる事務局経費を自らまかない、剰余を生み出すまでに発展している。ただし、ワーカーズ・コープの存在は、くらしの助け合いの会の活動の経験が活かされており、くらしの助け合いの会とワーカーズ・コープが両輪となって生活支援を実施しているところがいわて生協の助け合い活動の特徴といえよう。もちろん、いわて生協の側からみれば、ワーカーズ・コープの取り組みはいわて生協の活動でも事業でもなく「独立」した存在である。とはいうものの、ワーカーズ・コープでは、創設期のみならず、現在もいわて生協のサポートを活かして事業活動が行われている。ワーカーズ・コープの利用者のほとんどはいわて生協の広報媒体を通じてワーカーズ・コープの存在を知り利用に至っている。また、くらしの助け合いの会に入る依頼についても、ワーカーズ・コープが対応した方が良いと思われる案件では、くらしの助け合いの会からワーカーズ・コープへ紹介されるケースもある。いわて生協の知名度や地域社会からの信頼を活かしながら、地域の必要に広く応える仕組みをつくりだしたところに、ワーカーズ・コープの独自の意義を見出せよう。

なお、先にも触れたが、くらしの助け合いの会とワーカーズ・コープを単に一本化すればよいというわけではない。それは、組合員や地域の必要にいかに応えるかという点からも判断できる。すなわち、いわて生協には、だれもが安心してくらせる社会・地域をめざすという方針があり、組合員や地域の要望に沿っているものであれば、連携・協力して実現しているという考え方がある。ワーカーズ・コープがいわて生協とは別組織として発足し活動を展開することによって、従来よりも幅広く地域の必要に応えることが可能となり、生協が立地する地域、組合員がくらす地域における選択肢が広がるかたちとなっている。すなわち、地域社会の側からみれば、くらしの助け合いの会とワーカーズ・コープは、地域の人々の生活の必要に応える2本柱として機能している。

第3に、くらしの助け合いの会への地域包括支援センターや介護事業所からの相談の増加からみてとれるように、生協と地域の主体との連携・協働が進められていることが指摘できる。協同組合は組合員のための組織であるとともに、ICAの「コミュニティへの関与」の

原則が示すように地域の発展に寄与する組織でもある。いわて生協の取り組みは、地域の必要に応じるために、市民自らが自治的に新たな仕組みづくりを実現してきた例とみなすことができ、地域共生社会の推進の一翼を担うものと評価できる。また、福祉の専門的サービスについては、地域包括支援センターやいわて生協が運営する介護事業所等につないで対応することが可能となっている。人々の生活上の必要は制度の枠組みを越えて存在するが、その必要に対して生活全般に関わる総合的な取り組みを活かした対応ができることは生協の強みといえよう。

以上の点から、いわて生協の助け合い活動では、組織運営において組合員の学習や参加が重視されていること、また、地域社会への貢献は生協の重要な使命であるという考えに基づいて活動が進められていることがわかる。これらの特徴に、助け合い活動の展開における「協同組合らしさ」を見出すことができよう。また、生活者のくらしを総合的に支える生協の事業活動の蓄積を活かして、縦割りの制度のなかでは十分に満たされない人々の必要に応える仕組みを試行錯誤のなかからつくりだしてきた点も、協同組合の特徴を活かした営みとして評価できる。

本稿で扱えなかった残された課題として、地域住民と自治体や専門職との協働、個別的支援と地域的支援の統合に向けて生協が果たしうべき役割の分析があげられる。生協のなかには新総合事業の枠組みのもと自治体との関係を深めている例もみられる。本稿はいわて生協における事例のみの研究のため、他の生協との比較分析ができていない限界がある。その分析は今後の課題としたい。

## 謝辞

調査にあたり、いわて生活協同組合および岩手県生活協同組合連合会の方々に大変お世話になりました。感謝申し上げます。なお、本研究はJSPS 科研費 19K01932、17H02607 の助成を受けたものである。

## 注

- 1) 新総合事業のスキームにおいては、「生活支援等サービスの体制整備にあたっては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要がある」（厚生労働省老健局長 2015：19）とされており、協同組合が生活支援等サービスの実施主体の一形態として期待されていることがわかる。
- 2) 例えば、生活協同組合コープこうべの場合、生協の福祉事業として居宅介護支援・訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや障害者福祉サービスを提供しているほか、コープこうべが支援して別法人として設立された社会福祉法人協同の苑では、介護保険事業として入所型施設である特別養護老人ホームを運営し、さらには、通所介護・訪問介護などの居宅サービス、小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービスなどを提供している。なお、生協が母体の社会福祉法人の活動事例については、村城（2011）、竹内・崎谷・池田ほか（2015）等においても紹介されている。また、農協に関しても、農協が介護保険事業を直営する例や、農協が母体の社会福祉法人や子会社が介護保険事業を行う例がみられる（小田 2012）。
- 3) 医療福祉生協による助け合い活動の事例を扱ったものとして、橋本（2016）がある。
- 4) 日本ではこれまで労働者協同組合法が制定されておらず、労働者自身によって所有・経営される労働者協同組合としてのアイデンティティを有する協同組合は、企業組合や特定非営利活動法人等の法人格を取得して活動

してきた。代表的なものとして、ワーカーズ・コレクティブや日本労働者協同組合連合会に属する団体があげられる。2020 年 12 月に労働者協同組合法が成立したことにより、今後は法に基づいた労働者協同組合が誕生することが予想され、その動向を注視する必要がある。

- 5) 日生協の 2014 年 8 月 28 日付ニュースリリース [https://jccu.coop/info/press\\_140828\\_01\\_01.pdf](https://jccu.coop/info/press_140828_01_01.pdf) を参照 (アクセス 2021 年 1 月 17 日)。
- 6) 以下、いわて生協の取り組みについての叙述は、いわて生協職員からのヒアリング (2020 年 7 月 27 日実施) に基づく。また、2021 年 7 月 7 日に補足の質問に回答いただき、原稿に反映させている。調査対象者には研究目的を説明し、調査内容の公表について同意を得ている。
- 7) 日生協の 2019 年 10 月 28 日付ニュースリリース [https://jccu.coop/info/up\\_files/release\\_191028\\_01\\_01.pdf](https://jccu.coop/info/up_files/release_191028_01_01.pdf) を参照 (アクセス 2021 年 1 月 17 日)。
- 8) いわて生協では組合員のくらしに根付いた運動、地域社会の声に応える運動を進めるべく政治的・社会的課題に取り組むことが重要だと考えられており、政治的・社会的運動から距離をおく日生協理事会とは意見を異にしているとの認識がなされている。この点は、加藤 (2018) で論じられている。
- 9) 全国の生協のくらしの助け合いの会の政策的模索の状況は橋本 (2013) で整理されている。
- 10) ただし、定年退職したアクティブシニアの男性が中心の組織としてワーカーズ・コープがつくられたわけではない。従来、生協の組合員は女性が中心であり、くらしの助け合いの会のメンバーも女性が中心となってきた。そのようななか、助け合い活動への男性の参加を意図的に進める必要が認識・議論されるようになった。その時点では、くらしの助け合いの会とワーカーズ・コープを別組織にすることが決まっていたわけではなく、他の生協のように、くらしの助け合いの会の活動を 2 段階に区分けして活動料金に差をつける案も検討されていた。その後、ワーカーズ・コープの立ち上げ準備が進められ、準備会段階で 9 名中男性 4 名が参加することとなった。さらにその後のワーカーズ・コープの活動の展開において男性の参加が進み、現在では応援者の約 6 割 (2021 年時点で 106 名中 61 名) を男性が占めるようになっている。

#### 参考文献

- 朝倉美江 (2002) 『生活福祉と生活協同組合福祉—福祉 NPO の可能性』 同時代社。
- いわて生活協同組合 (2020) 『いわて生活協同組合 社会活動・環境活動報告書 2019 年度の取り組み』  
いわて生活協同組合。
- 大原昌明・杉岡直人・畠山明子 (2016) 「2015 年介護保険制度改正にともなう有償ボランティア組織の存在戦略—コープくらしの助け合いの会をめぐる—」 『北星論集 (経済学部)』 55 (2) : 47-65.
- 小田志保 (2012) 「JA の介護保険事業の現段階の課題と対応—先進事例を参考に—」 『農林金融』 (794) : 39-53.
- 加藤善正 (2018) 『岩手の生協ものがたり』 岩手県生活協同組合連合会。
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室 (2017) 『生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例』 . <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokoku-Shakai/0000179936.pdf> (アクセス 2021 年 1 月 17 日) .
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室 (2018) 『生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例 (第二弾)』 . <https://www.mhlw.go.jp/content/000342610.pdf> (アクセス 2021 年 1 月 17 日) .
- 厚生労働省老健局長 (2015) 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」 (2015 年 6 月 5 日) .
- 杉岡直人・大原昌明・畠山明子 (2014) 「生活支援サービス提供組織の運営コストに関する予備的考察」 『北星論集 (経済学部)』 54 (1) : 55-66.
- 竹内明子・崎谷徹夫・池田静枝ほか (2015) 「ふれあいコープ (栃木県) の地域福祉活動—「おたがいさま」を中心に—」 『生活協同組合研究』 (472) : 32-37.
- 野原敏雄 (1996) 『現代協同組合論』 名古屋大学出版会。
- 橋本理 (2016) 「改正介護保険制度と市民による助け合い活動の新たな展開 —『市民福祉団体の意義』 再考—」 『関西大学社会学部紀要』 48 (1) : 25-60.
- 橋本吉広 (2013) 「生協における生活互助組織の展開と今後の課題」 『金城学院大学論集社会科学編』 10 (1) : 78-89.
- 村城正 (2011) 「お年寄りから子どもまでみんなが安心して暮らせる町づくりをめざして—生協に求められる社会的役割と福祉事業—」 『生活協同組合研究』 (424) : 30-37.

- 妻鹿ふみ子（2010）「住民参加型在宅福祉サービス再考—『労働』と『活動』の再編を手がかりに」『京都光華女子大学研究紀要』（48）：117-145.
- 森詩恵（2016）「高齢者の生活支援サービスからみた介護保険改正とその変遷～介護保険制度導入時から2014年介護保険改正まで～」『大阪経大論集』67（2）：29-46.